

小・中学校から2km圏



② 上浅見川

町道中央台～大谷内線(地下歩道上法面)
 ・注意喚起看板を設置する。(町)
 ・近づかないよう登下校指導する。(学校)



③ 下浅見川

県道広野停車場線(渡辺金物店付近)
 ・渡辺金物店前のT字路では、車が曲がる際、歩行者を見落とす可能性があるため、少し北側の箇所横断歩道を新設できるか検討。(警察署)



⑤ 下浅見川

桜田住宅北側用水路(2箇所)
 ・ふざけて歩かない、近づかないよう登下校指導する。(学校)
 ・2箇所のうち、北側の用水路については、1m程度蓋をかける。(町)



④ 下浅見川

町道中央台～山岸線(桜田住宅前)
 ・横断歩道設置基準内ではあったので、マリンコーポ前に新設できるか検討。(警察署)



① 折木

大平地区交差点付近(ENEOS前)
 ・既に縁石で車両の進入防止にはなっているが、ガードパイプ等の設置について検討。(国道事務所)
 ・歩行者が大型車の死角になりやすいということで、信号機の移設等、対策を検討。(警察署)
 ※注意喚起看板『左折時横断者注意』については令和4年度設置済。



凡例

- 町内通学路
- 小・中学校
- 交通教育専門員